

## 沖縄県最低賃金は平成 26 年 10 月 24 日から「677円」に改正施行されます！



|  |                            |
|--|----------------------------|
| <b>沖縄県最低賃金</b><br>【効力発生日】平成 26 年 10 月 24 日 | <b>時間額</b><br><b>677 円</b> |
|--|----------------------------|

- ☆ パートや学生アルバイトも含め、沖縄県内のすべての労働者及び使用者に適用されます。
- ☆ 特定の産業には特定（産業別）最低賃金が定められています。

お問合せ：沖縄労働局労働基準部賃金室  
☎ 098-868-3421  
または最寄りの労働基準監督署へ



### ◇労働時間

働く時間の長さは法律で制限されています。

### 1週40時間、1日8時間

☆ ただし、商業、接客娯楽業、保健衛生業、映画・演劇業で常時9人以下の労働者を使用する事業場は1週44時間、1日8時間です。

☆ 一定の要件のもと、「繁忙期は長く、閑散期は短く」という変形労働時間制をとることができます。

◀法定労働時間を超えて働かせる場合には・・・▶

◇「時間外・休日労働に関する協定(36協定)を締結し、労働基準監督署に届け出なければいけません。

◇法定の割増率以上で、割増賃金を支払わなければいけません。

### ◇労働条件の明示

**賃金、労働時間などの労働条件を明示し、書面を交付しなければいけません。**

☆労働契約を結ぶにあたっては、契約期間、仕事内容、始業・終業時間、賃金、その他、法律で定められた重要事項について、書面を交付する必要があります。

☆労働条件通知書のモデル様式はホームページからも入手できます。

\*上記記載例を電子データで希望される市町村におかれましては、メールで送信いたしますので、ご連絡をお願いいたします。